

原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項に係る是正措置

令和 4 年 1 1 月 3 0 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、令和 4 年 6 月 29 日の第 19 回原子力規制委員会に報告した原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項に関し、同報告後に実施した是正措置の内容について報告するものである。

2. 経緯

令和 2 年度に核燃料廃棄物研究部門（現システム安全研究部門）が発注し 1 者応札となった請負契約において、落札事業者に仕様書案等を作成させ、ほぼそのまま使用していた事案が確認されたことから、上記第 19 回原子力規制委員会において、要改善事項として当該事案の内容を説明するとともに、今後とるべき是正措置について報告を行った（別添 1）。

その後、報告した内容に基づき、是正措置として、技術基盤グループにおいては、同グループ内の市場調査に関するルールを制定し、会計部門においては、同種事案の有無に係る調査を行い、その結果を踏まえて入札・契約手続き上の基本的な留意事項の再周知を行った。

3. 技術基盤グループ内の市場調査に関するルールの制定

要改善事項に係る事案が発生した技術基盤グループにおいて、同グループが外部調達に係る市場調査を行う際のルールとして、

- ・ 市場調査の実施方法や連絡予定事業者について、事前に直属の上司へ報告を行うこと
- ・ 原則として複数事業者に市場調査を依頼することとし、1 事業者にのみ依頼せざるを得ない場合には所属長にその必要性と理由を説明し承認を得ること
- ・ 契約の決裁の参考資料として、市場調査がルールに沿って適正に行われたことを示すためのチェックリストを添付すること

等を内容とする「技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順」を本年 11 月 10 日に制定した（別添 2）。

4. 原子力規制庁内の契約についての調査

(1) 仕様書作成に関わった職員に対するヒアリング調査

過去 5 年間（H29 年度～R3 年度）の契約事務において仕様書作成に関わった全ての職員（596 名）に対し、

① 市場調査に当たり、事業者 1 社のみに対して仕様書の作成を依頼したことがあるか

② 周囲で①のようなことが行われていることを見聞きしたことがあるか
について質問する形でのヒアリング調査を実施した。

その結果、①の質問については 2 名から、②の質問については 8 名から「はい」との回答を得た。

①については、1 名が要改善事項となった事案の対象者本人であり、報告済みの事案以外に新たな事案は確認できなかった。もう 1 名についても、さらに調査を行った結果、専門性が高く職員のみで仕様書を固めきれない案件について事業者 1 社のみと意見交換した事実はあったものの、仕様書作成の依頼まではしておらず、その他の入札・契約手続き上の不適切な行為もなかったことが確認できた。

②については、8 名それぞれの回答内容に基づき、関係する電子ファイルの検索等の追加調査を実施したが、要改善事項となった事案を除き、入札・契約手続き上の不適切な行為があった事案は確認できなかった。

(2) 共有フォルダ内のファイル検索による調査

事業者に対して仕様書の作成を依頼したことを疑わせる内容を含む電子ファイルを抽出する観点から、過去 5 年分（H29 年度～R3 年度）の共有フォルダ内の契約関連ファイルに対してキーワード検索を行った上で、約 61,000 件のファイルを調査対象として実際に内容の確認を行い、要改善事項となった事案と同様の事案の有無を確認した。

その結果、事業者 1 社のみから「仕様書（案）」との名称が入ったファイルの提供をメールで受けている事案が新たに 2 件確認できた。

これら 2 件については、

- ・ 1 件は既存システムの改修に係る契約、もう 1 件は既存機器の更新に係る契約であり、ファイルの提供を受けたのは、いずれも当該システム又は機器を当初設計・製作した事業者であって、改修・更新に当たっては当該事業者から情報収集せざるを得ず、また、他に情報収集すべき事業者が必ずしも存在しないような事案であったこと
- ・ ファイルの提供を受けたメールの CC には複数の規制庁職員が入っており、事業者との接触状況は複数職員により確認できる状況にあったこと
- ・ 提供を受けたファイルをそのまま仕様書として使用するのではなく、必要な事項の選択・修正を行った上で最終的な仕様書としていたこと
- ・ システム改修の案件は随意契約、機器更新の案件は 1 者応札となっているが、1 者応札となった案件にあっても、仕様書の内容は他の事業者でも参入できるよう配慮したものとなっていたこと

などから、いずれの事案についても、入札・契約手続き上の不適切な行為があったものではないことが判明した。

とはいえ、事業者から「仕様書（案）」といった形式で情報提供を受ける行為は、仕様書を事業者に作成させているとの誤解を受けかねないことから、関係部署には今後そのような行為を行わないよう注意喚起した。

5. 入札・契約手続きにおける留意事項の再周知

要改善事項となった事案を受け、仕様書作成時の市場調査に係る留意事項等について再周知を図る観点から、本年7月11日に入札・契約手続きを行っている職員を対象として、「入札・契約手続きの基本的手順と留意事項」に関する研修を実施した。さらに、本研修を受講できなかった又は研修実施後に着任した職員には本研修と同内容のeラーニング研修を受講させた。

また、4. の調査結果を踏まえ、市場調査に当たって事業者から「仕様書（案）」といった形式で情報提供を受ける行為等、仕様書を事業者に作成させているとの誤解を受けかねない行為をしないよう注意喚起し、基本的なルールの遵守について改めて周知徹底を図るための事務連絡を本年11月18日に発出した（別添3）。

6. その他

要改善事項となった事案に係る事業者3社に対するヒアリングを実施した結果、いずれの社においても、

- ・ 関係職員に対する接待、金銭の授受等を行っていないこと
- ・ 本件以外で規制庁職員から仕様書案の作成を依頼されたことはないことを確認した。

<別添>

別添1 原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置

別添2 「技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順」の制定について

別添3 入札・契約手続きにおける仕様書作成時の留意事項について

原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置

令和 4 年 6 月 2 9 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置について報告するものである。

2. 要改善事項の内容

令和 4 年 5 月 31 日付けで「令和 2 年度キャニスタを用いた使用済燃料の乾式貯蔵方法に係る調査」に係る請負契約（以下「本件契約」という。）の発注手続きに関する行政文書一式について開示請求があり、その開示請求準備を進める中で、核燃料廃棄物研究部門（当時）に所属していた当庁職員が特定の業者に対しメールで仕様書案の作成依頼をしていたことが分かった。

契約手続きにあたっては、仕様書の内容を具体的なものにするため、関係者に対し市場調査を行うことがある。市場調査は、仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼するものであり、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼することを想定するものではない。

一般競争入札として公告された本件契約の仕様書及び予定価格については、当該業者が作成した仕様書案及び参考見積りがほぼそのまま使用されていた。ただし、仕様書及び入札適合条件が特定の業者のみが入札可能な仕様になっていたわけではなく、他の業者も入札可能な状態は保たれており、入札等の公正を害する行為があったとまではいえない。なお、入札の結果は、当該業者が一者応札で落札した。

本件の一連の契約手続きについては、原子力規制庁の内規「委託事業等の入札・契約の手引き」（平成 24 年 11 月制定）のうち仕様書作成時のポイントとして記載されている市場調査の基本的な考え方や個別に資料の提供を招請する場合の留意事項に次の点で逸脱していた。

- 仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼する市場調査の性質を越え、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼していた。
- 市場調査を行う際の留意事項である、
 - ・ 複数の関係者への提供依頼
 - ・ 関係者と接触する場合の複数の職員での対応を行っていなかった。

また、当該職員が仕様書案の作成を依頼していた案件が、他にも 2 件発見された。入札の結果が一者応札である点も同一である。（案件一覧は別紙のとおり）

3. 是正措置の内容

以下のことを8月末までを目途に行う。

- (1) 技術基盤グループ内の市場調査に関するルールとして、以下のことを定める。
 - ・ 典型的な市場調査を依頼する電子メールのひな型の共有、利用。
 - ・ 市場調査を開始する前に、調査事項、調査方法（メールなのか直接接触なのかなど）、接触する予定の業者等について上司に報告させる。
 - ・ 原則として全て複数事業者に依頼することとし、一事業者にのみ依頼せざるを得ない場合は、その理由について担当管理官の承認を受ける。
 - ・ 入札公告の決裁の参考資料として、市場調査がルールに沿って適切に行われたかのチェックリストを添付。
- (2) 原子力規制庁内の契約についての調査
過去5年分の契約について、同様に仕様書案の作成を依頼していた案件がないか調査し、公表する。
- (3) 入札・契約手続きにおける留意事項の再周知
入札・契約を行うにあたっての基本的な留意点等に関し、研修等の機会を通じて再度周知を徹底する。

(別紙) 当該職員が仕様書等の作成を依頼していたことが判明した案件一覧

(参考資料) 「委託事業等の入札・契約の手引き」(平成24年11月制定) 抜粋

当該職員が仕様書等の作成を依頼していたことが判明した案件一覧

年度	事業名	落札者	予定価格 (円)	落札額 (円)	落札率 (%)	応札 者数
H29 年度	平成 29 年度放射性 核種の基礎的な数 値の算出	MHI ニュークリアシ ステムズ・ソリュー ションエンジニアリ ング株式会社	11,995,911	10,800,000	90.0	1
H29 年度	平成 29 年度使用済 燃料の貯蔵の事業 に係るリスク情報 の調査	国立研究開発法人海 上・港湾・航空技術 研究所	39,385,764	30,225,396	76.7	1
R2 年度	令和 2 年度キャニ スタを用いた使用 済燃料の乾式貯蔵 方法に係る調査	三菱重工業株式会社	29,603,569	27,500,000	92.9	1

○「委託事業等の入札・契約の手引き」（平成 24 年 11 月制定）抜粋

Ⅱ．一般競争入札

2．公告まで

(1) 実施計画書（仕様書）の作成

仕様書作成時のポイント

仕様書の内容を具体的なものにするためには、

- ・事業目的、必要とする技術・性能等を明示し、資料等の提供を広く招請するなど市場調査(☆)を行う。

☆市場調査の基本的考え方

調達を円滑に実施するため、調達機関は、予定される調達に係る仕様の策定及び市場価格に関する情報収集につき市場調査を行う場合には、公正性かつ無差別性を確保した上で供給者に対し情報提供を要請する。

※政府調達案件以外については、官報への公告は必要なく、HP等による招請が可能。また、資料等の提供期限も30日以上とする必要は無い。

- ・資料等の提供を広く招請しても資料等が提供されない場合は、個別に業界関係者に対して資料等の提供を招請する

などが考えられる。

ただし、個別に資料等の提供を招請する場合には、

- ・複数の関係者から資料等を提供してもらう
- ・業界関係者と接触する場合は、複数の職員で対応し、接触記録票等を作成するなどの措置を講じ、契約手続における公平性及び透明性を確保しつつ、偏った仕様書にならないようにすることが必要である。

制定 令和 4 年 11 月 10 日 原規技発第 2211104 号

「技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順」について次のように定める。

令和 4 年 11 月 10 日

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ長

「技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順」の制定について

「技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順」を別添のとおり定める。

附 則

この手順は、令和 4 年 11 月 10 日より施行する。

技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順

技術基盤グループの契約において、特定の業者に対し仕様書案の作成依頼を行っていた事実が認められたこと¹を踏まえ、仕様書作成等のために市場調査を行う際の実施手順について、以下のとおり定める。

1. 目的

この実施手順は、技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査について、契約手続における公平性及び透明性を確保し、入札等の公正を害することがないよう適正に行うことを目的とする。

2. 定義

この実施手順における用語の定義は、次に掲げるものとする。

- (1)「外部調達」とは、民間事業者等(以下「事業者」という。)と締結する委託契約、請負契約及び物品購入契約をいう。
- (2)「市場調査」とは、仕様書案等の外部調達に係る情報及び資料を事前に業者に確認し情報を得ることをいい、単に見積書の提出をさせる場合はこれに該当しない。

3. 適用範囲

この実施手順は、技術基盤課、システム安全研究部門、シビアアクシデント研究部門、放射線・廃棄物研究部門及び地震・津波研究部門が行う調達手続(予定価格が160万円を超えない物品購入又は予定価格が100万円を超えない役務契約を除く)に適用する。

4. 市場調査の実施

- (1)担当者は、市場調査を開始する前に、調査事項、調査方法及び連絡する予定の事業者について、直属の上司に報告すること。
- (2)担当者は、市場調査は公正性及び透明性を確保するため、原則、複数業者に依頼することとし、1業者にのみ依頼せざるを得ない場合には、所属長に市場調査の必要性と1業者にのみ依頼せざるを得ない理由を説明し、承認を受けた上で依頼すること。
- (3)担当者は、市場調査を行う際、電子メールで問合せを行う場合には、直属の上司を CC に入れることとし、Web ページ、FAX 等で問合せを行う場合には、その内容を直属の上司と共有すること。また、事業者と対面(Web 会議形式を含む)で行う場合には複数職員で対応し、調査の結果を直属の上司に報告すること。
- (4)担当者は、市場調査を行う際、業者に仕様書の作成・提示を依頼してはならない。ただし、既に標準仕様が事業者にて用意されている場合の標準仕様部分

¹ 令和4年度第19回原子力規制委員会(令和4年6月29日)議題4「原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置」

の提示依頼については差し支えない。

- (5) 担当者は、市場調査により事業者仕様書案等の内容の確認を依頼したうえで修正等を行う場合には、修正等の理由及びエビデンス等を事業者から聴取するなどし、一部の事業者が有利となるような偏った修正とならないよう妥当性を検証したうえで、直属の上司の承認を得ること。
- (6) 担当者は、市場調査を行った場合、契約に係る決裁の参考資料として、市場調査が適正に行われたことを示すため別紙チェックリストを添付すること。

5. その他

令和4年11月10日以後に外部調達を実施する契約に適用するものとする。

以 上

市場調査に係るチェックリスト

件名：令和〇年度〇〇に関する〇〇
 担当部署：技術基盤グループ〇〇研究部門
 上司：△△
 担当者：□□

チェック項目		チェック欄	
		○	×
1.	市場調査を行う前に調査事項、調査方法及び連絡する予定の事業者等について、直属の上司に報告したか。		
2.	市場調査は複数事業者に行ったか。		
3.	(2. が「×」の場合にチェック) 1事業者のみに市場調査を行った場合、所属長の事前承認を得たか。		
	承認日：令和 年 月 日 理由：		
4.	市場調査を行う際、電子メールで問合せを行う場合には、直属の上司を CC に入れることとし、Web ページ、FAX 等で問合せを行う場合には、その内容を直属の上司と共有したか。また、事業者と対面 (Web 会議形式を含む) で行う場合には複数職員で対応し、調査の結果を直属の上司に報告したか。		
5.	事業者に仕様書の作成・提示を依頼していないか。		
6.	事業者から仕様書案等の修正の指摘があったか。		
7.	(6. が「○」の場合にチェック) 事業者から仕様書案等の修正の指摘があった場合、その妥当性を検証し、直属の上司の承認を得た上で修正したか。		
	承認日：令和 年 月 日 指摘元事業者名称：〇〇株式会社、△△株式会社 指摘箇所： 指摘理由： 修正内容：		

※本チェックリストは決裁資料に添付すること

市場調査を依頼する際の電子メールの例

【件名】「〇〇調査」に係る市場調査について

【宛先】●●株式会社△△

【CC】□□(直属の上司他、班員等)

【本文】

●●株式会社△△様

原子力規制庁の□□です。

今般、調達を予定している「〇〇調査」の調達前の市場調査のため御連絡しました。

添付の仕様書(案)について、内容(調査事項、調査期間等)が客観的に実施可能であるか御確認いただき、修正等すべき箇所がございましたらその理由とともにお知らせください。(〇月〇日×希望)

(見積書を徴する場合)

また、併せて当該調査に係る見積書の作成についてもお願いします。

事務連絡
令和 4 年 11 月 18 日

各課室契約事務担当者 各位

長官官房会計部門

入札・契約手続きにおける仕様書作成時の留意事項について

会計部門では、令和 4 年 6 月 29 日の第 19 回原子力規制委員会において報告した原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項に対する是正措置として、仕様書作成に関わった職員に対するヒアリング調査やファイル検索による調査を実施し、要改善事項となった事案と同様の事案がないか確認を行ってきました。

調査の結果、市場調査に当たり、事業者 1 社のみから「仕様書（案）」との名称が入ったファイルの提供を受けている事案が新たに 2 件確認されましたが、これらの事案では、提供を受けたファイルから必要な事項の選択・修正を行った上で最終的な仕様書としていることに加え、事業者との接触状況が複数職員により確認できる状況であったことなどから、要改善事項となった事案とは異なり、不適切事案ではないことが判明しました。

しかしながら、「仕様書（案）」といった形式で事業者から情報提供を受ける行為は、仕様書を事業者に作成させているとの誤解を受けかねないため、本来避けるべきであったと考えられます。

入札・契約手続きにおける仕様書作成に当たり、市場調査のために関係事業者から情報収集を行うことは当然に想定されることではありますが、その際には、「仕様書（案）」といった形式での情報提供は受けないなど、公正性かつ無差別性の確保に十分に配慮し、万が一にも事業者に仕様書を作成させているとの誤解を受けることのないよう留意しなければなりません。

各位にあつては、研修・力量管理システム上に掲載されている eラーニング教材「入札・契約手続きの基本的手順と留意事項」等も活用して、こうした点を含む入札・契約手続きにおける基本的ルールについて今一度確認を行うとともに、その遵守を徹底するよう改めてお願いをいたします。

(以上)